

## 第8部 ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる

### 第8部－第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立

#### I まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	目標値 (平成23～平成34年度)
経常収支比率	90.4%	86.4%	概ね80%台を維持(特殊要因による場合にあっても90%台前半に抑制)
公債費比率	7.9%	5.5%	概ね8%を超えないこと
実質公債費比率	4.1%	3.7%	概ね6%を超えないこと
人件費比率	17.2%	15.2%	概ね20%を超えないこと

「経常収支比率」、「公債費比率」、「実質公債費比率」、「人件費比率」の4指標は、自治体経営の上で地方財政の健全性を診断するための重要な指標とされています。行財政改革の徹底等を通して、収入と支出のバランスのとれた、安定した行財政運営の推進を図ります。

#### II 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

##### 1 計画の策定・改定と推進

(1)「行財政改革アクションプラン2022」の改定と推進	◎ ①「新・行財政改革アクションプラン2022(仮称)」の策定と推進
(2)「地方版総合戦略」の策定と推進	◎ ①「地方版総合戦略」の策定と推進

##### 2 自治体経営の確立

(1)財政基盤強化に向けた取り組み	※ ①市債権管理の適正化と効率的な収納体制の確立 ②受益負担の公平性向上に向けた各種料金・手数料の見直しの推進 ③税源の涵養に向けた都市型産業誘致条例の運用による地域成長戦略の推進 ④市税収納率の向上 ⑤市税等の納付機会の拡大
(2)公共サービスの適正化の推進	◎ ①市業務の民営化・委託化の一層の推進 ※ ②コンビニ交付の拡充及び個人番号カードの普及促進 ※ ③住民基本台帳ネットワークシステムの運用 ④川上郷自然の村の管理・保有等あり方の検討 ⑤公聴・相談・苦情等を行政サービスの改善につなげる仕組みの構築
(3)人財育成の充実	◎ ①人財育成基本方針等に基づく職員力の向上
(4)柔軟で機動的な推進体制の整備	◎ ①職員定数の適切な管理 ◎ ②柔軟で機動的な組織改正の検討と推進 ◎ ③戦略的評価・予算編成の推進 ◎ ④事務分掌、専決規程の見直し

##### 3 透明で公正な行政の確立

(1)積極的な情報公開・情報提供等の推進	◎ ①オープンデータ、ビッグデータの活用の検討と推進 (「第2部-第1 情報環境の整備」参照) ※ ②広報紙、ホームページ等による情報提供の充実 ※ ③市政情報の提供における電子化の推進と情報提供手段の多様化 (「第2部-第1 情報環境の整備」参照)
----------------------	---

	※ ④市ホームページのウェブアクセシビリティの向上 （「第2部-第1 情報環境の整備」参照）
	⑤自治体経営白書の発行
	⑥情報共有をめざした情報公開・情報提供の推進
(2)個人情報保護制度の適切な運用	◎ ①番号法施行に伴う個人情報保護関係規程の整備
(3)行政不服審査制度の拡充	※ ①改正行政不服審査法の施行への対応
(4)公聴・オンブズマン・監査機能の拡充	①市民相談の充実
	②総合オンブズマン制度の充実
	③市長と語り合う会の実施
(5)契約制度の見直し・改善	①入札制度等の改善
	②随意契約業務の見直し

#### 4 都市再生の推進

(1)都市再生の推進	◎ ①「公共施設等総合管理計画」の策定、「公共施設維持・保全計画 2022」に基づくファシリティ・マネジメント(注1)の推進
	◎ ②公共財産の合理的な所有・利用形態を最適化する「公的資産のマネジメント」(PRE-パブリックリアルエステート)の確立
	◎ ③公共施設の適正かつ効率的な管理体制の確立に向けた取り組み
	◎ ④複合施設のメリットを生かした新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の魅力的で効率的な管理運営体制の構築
	◎ ⑤エネルギー有効活用による新川防災公園・多機能複合施設(仮称)のランニングコストの削減
	※ ⑥新地方公会計制度に基づく財務書類の整備と資産・債務管理への活用
	⑦低未利用資産の処分・有効活用
(2)市庁舎の整備	◎ ①市庁舎建替え等プランの検討
	◎ ②市民センター内の駐車場・和洋弓場整備 （「第2部-第6 「再開発の推進」参照）
	◎ ③上連雀分庁舎(仮称)の整備
(3)環境センターの安全な解体と跡地利用	◎ ①環境センターの安全な解体と跡地利用の検討

#### 5 都市自治の確立

(1)自治基本条例の普及・啓発	※ ①自治基本条例の普及・啓発
	※ ②パブリックコメントの推進
	※ ③市民会議、審議会等への無作為抽出方式による市民参加と会議公開制度の推進
(2)国・東京都等との適切な政府間関係の確立	①国・東京都等との適切な政府間関係の確立
(3)自治立法権・自治解釈権の活用	①政策法務の推進
(4)地方分権の推進	※ ①地方分権への対応
	②規制改革に向けた特区制度の活用
(5)選挙管理の充実	①期日前投票環境の向上
	②開票事務の短縮化
	③18歳選挙権等制度改正の対応と啓発の拡充
	④ICT等の活用による執行体制の強化
(6)行政の率先的な行動	①男女平等参画や環境保全等における行政の率先行動

(7) 広域的都市連携の強化	※ ①施設共同利用等の連携強化
	※ ②行政サービスの相互乗り入れの推進
	③友好市町村等交流の推進

### Ⅲ 主要事業

#### 1-(1)-① 「新・行財政改革アクションプラン 2022(仮称)」の策定と推進

持続可能な自治体経営の創造の実現に向け、財政の健全化を図りながら行政サービスの「質」を確保し、行政への信頼性を高めるとともに、引き続き施策の重点化とスリム化を進めるため、「新・行財政改革アクションプラン 2022(仮称)」を策定します。

#### 1-(1)-② 「地方版総合戦略」の策定と推進

「地方版総合戦略」については、第4次基本計画第1次改定に含める形で策定するとともに、推進を図ります。

#### 2-(2)-① 市業務の民営化・委託化の一層の推進

行財政改革における取り組みの推進として、市が実施している事業の中で、民営化・委託化によりサービスの向上や効率性が図れるものについては、総合的な判断の上、民営化・委託化を進めていきます。また、民営化・委託化後も、市として事業の検証を継続的に行い、市民満足度の向上を図ります。

#### 2-(3)-① 人財育成基本方針等に基づく職員力の向上

「三鷹市人財育成基本方針」に基づく人財育成の検証と改善を継続的に実施し、研修や資格取得の支援等を通じて職員の専門的な知識・能力の向上を図ります。また、人財育成の視点に立って、職員の業績・能力・態度に着目した公平公正な評価を行うとともに、評価結果を昇任昇格、給与などの処遇により一層適切に反映していきます。

市民ニーズや社会状況の変化に的確に対応するため、職員の適正な人事管理を行い、市政推進の原動力となる人財の確保と育成を推進し、職員力の向上を図ります。また、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、各特定事業主行動計画を推進し、職員力を発揮しやすい職場環境づくりに取り組みます。

#### 2-(4)-① 職員定数の適切な管理

新規事業や国及び東京都からの権限移譲に伴う事務増に適切に対応し、市民サービスの維持・向上を図るため、必要な職員を配置するとともに、事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化等を進め、職員定数の適切な管理を行います。また、将来的な職員構成を視野に入れ、職員の採用を計画的・効果的に実施します。

#### 2-(4)-② 柔軟で機動的な組織改正の検討と推進

#### 2-(4)-③ 戦略的評価・予算編成の推進

市民満足度の向上及び成果重視の観点を踏まえた持続可能な自治体経営を推進するため、市民との協働、地域資源の活用を視野に入れた、柔軟で機動的な組織改正を進めます。新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の開設にあたっては、施設の管理運営、関係団体との連携のあり方などを踏まえ組織改正を検討し実施します。

また、各部による自主的な予算編成をさらに推進するなど、各部課の権限と責任の拡大を図る「庁内分権」を推進します。予算編成については、行政評価、「新・行財政改革アクションプラン 2022(仮称)」との連動を強化するなど、さらに「選択と集中」を進めるための戦略的な取り組みを推進します。

### 3-(2)-① 番号法施行に伴う個人情報保護関係規程の整備

番号法施行に伴い、市民の個人情報の適切な保護を実現するため、特定個人情報保護条例の整備などに取り組みます。あわせて、個人番号の適切な利活用を図るため、個人番号の利用及び提供に関する条例等の整備に取り組みます。

また、これらの個人情報保護制度の適切な運用に努めます。

### 4-(1)-① 「公共施設等総合管理計画」の策定、「公共施設維持・保全計画 2022」に基づくファシリティ・マネジメント(注1)の推進

### 4-(1)-② 公共財産の合理的な所有・利用形態を最適化する「公的資産のマネジメント」(PRE-パブリックリアルエステート)の確立

既存の公共施設等の維持管理全般について、コストを抑えつつ効果的な予防保全による施設の長寿命化を図るため、公共施設等総合管理計画を策定するとともに、公共施設維持・保全計画を推進します。「公共施設維持・保全計画 2022」及び「都市再生ビジョン」に基づき、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業など公共施設の再配置、見直し及び市有地の売却・有効活用を行います。また、井口特設グラウンド、その他新川防災公園・多機能複合施設(仮称)に集約する施設の跡地の売却時期や利活用の方向性については、周辺環境との調和や良好な住環境の確保などを十分考慮し、地区計画制度等を活用するなど、慎重に進めていきます。

### 4-(1)-③ 公共施設の適正かつ効率的な管理体制の確立に向けた取り組み

「公共施設の管理適正化調査・検討チーム」の調査・研究を踏まえ、公共施設の管理業務の見直しや適正な維持管理コストによる質の高いサービスの提供のあり方を検討し、公共施設総点検運動を推進します。この運動により、維持管理費等の適正化やサービスの質の維持・向上を図ります。

### 4-(1)-④ 複合施設のメリットを生かした新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の魅力的で効率的な管理運営体制の構築

新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の最適な管理運営を実現するため、開設後の管理運営に関する詳細な事項の考え方をまとめた管理運営計画をもとに市や芸術文化振興財団を改組する新財団が主体となりながら、健康・スポーツ面での連携や子どもの発育・発達支援に関する連携など複合施設のメリットを生かした事業を展開します。事業展開は、民間事業者や関係団体、市民による協働を検討します。検討にあたっては、新施設の開設準備室を中心に、市長部局と教育委員会が連携し、芸術文化振興財団を改組する新財団や関係団体等とともに進め、民間事業者の能力、経験、知識等を活かした魅力的で効率的な管理運営体制を構築し、開設後において、ランニングコストの縮減及び質の高い市民サービスの提供を図っていきます。

### 4-(1)-⑤ エネルギー有効活用による新川防災公園・多機能複合施設(仮称)のランニングコストの削減

新川防災公園・多機能複合施設(仮称)では、ビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS)を導入し、施設の空調や照明等を自動的に制御することで光熱費の削減を図ります。また、隣接地のふじみ衛生組合の可燃ごみ処理施設「クリーンプラザふじみ」の余熱を利用した発電による電力や発電後に生じる低温水の熱源の供給を受け、エネルギーを有効活用します。

### 4-(2)-① 市庁舎建替え等プランの検討

新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業の完成を見据えるとともに、市民センター内の駐車場・和洋弓場の整備を進めます。また、建設から既に50年を経過(昭和40年築造)している市庁舎の建替えについて、基礎調査等を行うなど検討を進めます。

#### 4-(2)-③ 上連雀分庁舎(仮称)の整備

老朽化した第二分庁舎(昭和34年築造、昭和59年改築)について、耐震性の確保と利便性向上を図るため、建替えを行い、上連雀分庁舎(仮称)として整備を進めます。

#### 4-(3)-① 環境センターの安全な解体と跡地利用の検討

現在、閉鎖管理中の環境センターを国の循環型社会形成交付金等を活用し、安全に解体します。跡地については、近隣の市民の意見を聞きながら、都市再生の視点で利活用を検討します。

## IV 推進事業

#### 2-(1)-① 市債権管理の適正化と効率的な収納体制の確立

債権管理基準の策定・徴収方法・徴収体制等について、「債権管理・回収検討プロジェクト・チーム」での調査・検討を踏まえ、市債権管理の適正化に向けた基準や効率的な収納体制について検討を進めます。

#### 2-(2)-② コンビニ交付の拡充及び個人番号カードの普及促進

コンビニエンス・ストアの多機能端末(マルチコピー機)を利用した証明書の交付によって、市民の利便性の向上を図るとともに個人番号カードの普及促進に努めます。これに関連して国において、税、年金、医療、介護保険などの分野での活用をめざして導入を検討している「社会保障・税に関わる番号制度」の動向を注視し、適切な対応を図ります。

#### 2-(2)-③ 住民基本台帳ネットワークシステムの運用

情報セキュリティマネジメントシステムに基づき、引き続き適正な運用を行います。

また、住民基本台帳カードの発行(平成27年12月末交付終了)などにも適切な対応を行います。

#### 3-(1)-② 広報紙、ホームページ等による情報提供の充実

広報紙や市民便利帳の内容を充実するとともに、広告掲載により発行等の経費を賄う手法の新たな活用を検討します。

また、地域・生活・緊急情報に対する市民ニーズの高まりに応え、市民の誰もがよりスムーズかつ正確に求める情報にたどり着けるよう、ホームページの内容の充実に加え、新たにスマートフォン専用サイトを公開し、利便性の向上を図るほか、CATVやコミュニティFM、ソーシャルメディアなどの多様な情報媒体の活用を図ります。

#### 3-(3)-① 改正行政不服審査法の施行への対応

平成26年6月に改正された行政不服審査法が公布され、平成28年4月に施行されます。法改正に伴って必要となる、有識者による「第三者機関」の設置に伴う条例等の整備、職員から指名する「審理員」の配置、標準審理期間の設定・公表、審査請求期間の変更(60日から3か月へ)など、新制度への適切な対応と推進を図ります。

#### 4-(1)-⑥ 新地方公会計制度に基づく財務書類の整備と資産・債務管理への活用

総務省から示された「統一的な基準」に基づき、固定資産台帳の整備と複式簿記を前提とした財務書類の作成に取り組みます。庁内のプロジェクト・チームを中心に、平成28年度決算からの財務書類の作成に向けて、固定資産台帳の整備を進めるとともに、仕訳などの標準化やマニュアル化を進めます。また、財務書類を活用した資産・負債管理、予算編成や事業評価等への活用を検討します。

5-(1)-① 自治基本条例の普及・啓発

5-(1)-② パブリックコメントの推進

5-(1)-③ 市民会議、審議会等への無作為抽出方式による市民参加と会議公開制度の推進

自治基本条例の普及・啓発を図るとともに、多様な主体が情報共有をし、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めます。また、無作為抽出方式による市民会議・審議会の公募委員制度、パートナーシップ方式の実施、パブリックコメントの推進などにより市民自治による協働のまちづくりを推進します。

5-(4)-① 地方分権への対応

個々の自治体等から地方分権改革に関する提案を広く募集する「提案募集方式」を積極的に活用し、市民サービスの向上と効率的な市政運営に向けた対応を図ります。

5-(7)-① 施設共同利用等の連携強化

5-(7)-② 行政サービスの相互乗り入れの推進

近隣市との公共施設の共同利用等の連携を進めるとともに、ごみ処理、下水道、市政窓口などの事務について広域的な連携の取り組みを推進し、市民サービスの向上を図ります。